

# いなぎ苑介護支援サービスセンター

## 居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 7年 7月 1日 現在 >

### 1. いなぎ苑が提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-379-5500  
( 午前8時30分 ~ 午後5時30分まで )  
担 当 介護支援専門員  
\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2. いなぎ苑 居宅介護支援事業所の概要

#### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	いなぎ苑介護支援サービスセンター
所在地	東京都稲城市百村255番地
介護保険指定番号	東京都(1375100045号)
サービスを提供する地域	主として稲城市内
管理者	小田 貴郎

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制

	基礎資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名			1名
主任介護支援専門員 ※管理者兼務	介護福祉士	1名		サービス計画作成 及び調整	1名

介護支援専門員	介護福祉士	2名		サービス計画作成及び調整	2名
事務職員		1名			1名

(3) 営業時間

月曜日～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
日曜日	休み

※緊急時は24時間対応します。1/1～1/3は休日となります。

3.居宅介護支援の申し込みからサービス利用までの流れ

- (1) 要介護者や家族からの相談
- (2) 要介護者の状態の把握<アセスメント>
- (3) 保健・医療・福祉等の専門職による協議  
<サービス担当者会議>
- (4) 介護サービス計画作成
- (5) サービス計画に応じたサービス利用

4.利用料金（契約書第8条）

(1) 居宅介護支援費：ケアマネジャー1人当たり

取り扱い件数50件未満 単位×地域区分（3級地：11,05円）

要介護1・2	1086単位/月	12,000円/月
要介護3・4・5	1411単位/月	15,591円/月

取り扱い件数50件以上60件未満

要介護1・2	524単位/月	6,011円/月
要介護3・4・5	683単位/月	7,779円/月

取り扱い件数60件以上

要介護1・2	316単位/月	3,602円/月
要介護3・4・5	410単位/月	4,663円/月

(2) 加算 (該当する場合に加算)

初回加算	300単位/月	3,315円/月
通院時情報連携加算	50単位/月	552円/月
入院時情報連携加算Ⅰ	200単位/月	2,210円/月
入院時情報連携加算Ⅱ	100単位/月	1,105円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	4,972円/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ	600単位	6,630円/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	8,287円/回
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	9,945円/回
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	4,652円/月

尚、上記加算料金は介護サービス計画作成に対し、介護保険制度から保険給付されますので、利用者様の負担はございません。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要となります。

(4) 解約料

利用者様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	4,000円
保険者(区市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後解約した場合	料金は一切かかりません。

5.サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。いなぎ苑職員がお伺い致します。契約を締結したのち、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者様やその家族は介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求める事ができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める
- ・当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める

## (2) サービスの終了（契約書第3条、第4条、第5条）

- 1 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
- 2 いなぎ苑の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

## 3.自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）要支援1、要支援2と認定された場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

利用者様やご家族などがいなぎ苑やいなぎ苑の介護支援専門員に対し、生命・身体・財産および名誉を傷つける行為、暴力、暴言などの著しい迷惑行為、長時間の拘束及び、その人権を侵害した事により、本契約を継続しがたい事情が認められる場合はサービスを終了させて頂く場合がございます。

## 6.損害賠償責任（契約書第19条、20条）

いなぎ苑の責任により利用者様に生じた損害については、その損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者様の故意または過失が認められる場合には、この限りではありません。

## 7.いなぎ苑の居宅介護支援の特徴

### (1) 運営の方針

利用者様やご家族の希望に沿った居宅サービス計画の実現のため、当該地区における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者様ご家族に提供し、利用者様にサービスの選択を求めます。

### (2) 公正中立なケアマネジメントへの取り組み

前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着

型通所介護、福祉用具貸与（販売）の各サービスの割合、また前6ヶ月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合の説明は別紙①の通りです。

### （3） サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	厚生省標準課題項目に準ずる アセスメントツールを使用
介護支援専門員への研修の実施	年間の研修計画に基づいて研修を行います
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	前記4の（4）参照

## 8. 守秘義務等（契約書第17条）

業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密については、利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。また、当該職員は退職後も業務上知り得た秘密を厳守します。

## 9. 事故発生時の対応

利用者様に対して、サービス提供に際し事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害を賠償致します。

## 10. 緊急時の対応方法

サービスの提供の開始に際し、医療機関に入院する必要がある場合には、利用者様またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の氏名を医療機関にお伝えいただきますようお願いいたします。また、サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、親族、主治医、救急隊等へ連絡いたします。

病院	病院名	主治医		
	連絡先			
ご家族	氏名		連絡先	
	氏名		連絡先	

#### 1 1 .業務継続計画（BCP）の策定

災害や感染症等が発生した場合においても必要なサービスの提供を継続的に実施するため、緊急時の初動対応の確立、対応体制の整備、地域との連携、研修、訓練等を定期的に行ない災害、感染症等への対応強化に努めます。

#### 1 2 .まん延防止等重点措置への取組み

新型コロナウイルス等の感染症の拡大を防止するために行われる地域ごとの取組みに関して対策を講じます。

#### 1 3 .高齢者虐待防止の推進

利用者様の尊厳の保持、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性を未然に防止するため、検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める等、必要な措置及び適切な支援を行なうよう努めます。

#### 1 4 .身体拘束廃止への取組み

いなぎ苑は、事業の提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

#### 1 5 .介護保険等関連情報の活用

いなぎ苑は指定居宅介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効にサービス提供を行います。

#### 1 6 .認知症に係る取組について

いなぎ苑は認知症に係る研修の受講状況、取組状況等を介護サ

ービス情報公表制度において公表します。

## 17. ハラスメント対策の強化

いなぎ苑は適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に講じます。

## 18. カスタマーハラスメント対策への取組み

いなぎ苑は利用者からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等著しい迷惑行為に関して適切に対応し、被害を防止するための対策に講じます。

## 19. 第三者評価の実施について

第三者評価を実施した場合、利用者様またはご家族に対し、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の、名称評価結果の開示状況をお伝えします。

## 20. 介護支援専門員の質的向上のため、年間の研修計画に基づいて全体及び個別研修を行います。

## 21. サービス内容に関する苦情（契約書第21条）

利用者様又はご家族からの相談、苦情等がある場合には、いつでも苦情を申し出ることができます。申し出を受け付けた後、解決に向け検討及び適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。また、苦情申し立てを理由に、いかなる不利益な扱いも致しません。介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

## 22. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項が生じた場合、関係行政の指示を受け、社会福祉法人永明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

### 1 いなぎ苑利用者様相談・苦情担当

担 当 第一窓口 管理者・小田 貴郎

第二窓口 秋山 幸子

及び稲城市地域包括支援センター エレガントもむら

ご利用時間 毎日 午前8時30分～午後5時30分

電話番号 042-379-5500

2 稲城市役所 高齢福祉課 介護保険係

ご利用時間 平日 午前8時30時～午後5時

電話番号 042-378-2111

3 東京都国民健康保険団体連合会（国保連）相談指導課

所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

電話番号 03-6238-0177

2.3.法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 永明会
代表者役職・氏名	理事長 永田 穂積
所在地	東京都稲城市百村255番地
電話番号	042-379-5500
定款の目的に定めた事業	1、第一種社会福祉事業 2、第二種社会福祉事業

居宅介護支援サービスの提供に際し、利用者様（又は保証人）に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業所名> 社会福祉法人 永明会

<代表者名> 理事長 永田 穂積

事業所

<事業所名> いなぎ苑介護支援サービスセンター

<所在地> 東京都稲城市百村255番地

<代表者名> 施設長 高天 直樹

説明者 介護支援専門員

氏名

本書面に基づいて、いなぎ苑から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

保証人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 (            )